

保育補助者雇上費貸付
返還免除申請書

平成 年 月 日

沖縄県社会福祉協議会会長 殿

借受人
(施設又は事業所名) 印
代表者名
連絡先(電話)

施設名(保育所名)		貸付番号	
-----------	--	------	--

保育士修学資金貸付(保育補助者雇上費貸付)要領等に基づき、貸付金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

貸付期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (年 箇月)		
返還免除申請額	円	返還額	円
貸付金額	円	返還済額	円
申請理由	《当然免除》 1 保育士資格の取得(貸付期間中・貸付終了後1年以内) 2 業務上の理由により死亡又は心身の故障 《裁量免除》 3 業務以外の理由により死亡又は心身の故障 4 その他 ()		
理由発生年月日	平成 年 月 日		
当該保育補助者の 従事期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (年 箇月)		

※裏面もご覧ください。

返還免除申請の際には、申請書と併せて以下のとおり当該事実を証明する書類を添付してご提出ください。

申請理由	添付書類
1	保育士資格の取得が確認できる書類
2・3	死亡届（第14号様式）、除籍証明書又は医師の診断書等
4その他	当該事実を証明する書類

【返還免除について】 沖縄県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付要領より一部抜粋

（返還の債務の当然免除）

第13条 本会会長は、当該保育補助者が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人に対する貸付金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 沖縄県内の施設等において保育の補助等に従事し、かつ、貸付期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付期間終了後1年の間に保育士資格の取得が見込まれるとき、その他これに準ずるものとして本会会長が認めるとき。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 借受人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害（法人の場合は解散したとき）により債務を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

4 裁量免除の額は、沖縄県内の施設等において貸付期間開始日以降に保育補助の業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数の3分の4で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に返還の債務の額に乗じて得た額とする。